



にぎわいづくり 1998-2000
 広島の実践から

公共空間の新しい活用に向けて

都市のパブリックスペースが
 心ときめく場所になる
 人々が集まり、出会い、遊び、憩う
 街を楽しむ活気があふれる

Café de Vert

Open-Air Cafe on Peace Boulevard



SPACE Shintenchi



広島市



道路・公園・広場を魅力的に活用する方法

■ 広島市の試み

公共空間の新しい活用の可能性を求めて、広島市の取り組みが始まっています。

これまでは困難とされてきた公共空間でのオープンカフェなど、都心の道路や公園、広場などを従来にない発想で活性化し、にぎわいの場を創り出そうとする試みです。

道路や公園などの公共空間はそれぞれの法令によって管理されています。例えば、道路法は交通機能を守る目的のもとに、本来の目的以外の利用をきびしく制限しています。

一方で、都市の魅力や活力を創り出すために、社会資本としての公共空間をいかに使いこなしていくかが課題となっています。人々が憩い、楽しみ、交流する、さまざまな活動の舞台となるような仕組みをつくっていく必要があります。

- 道路をオープンカフェの用途で長期間占用し、本格的な営業を行っている「平和大通りオープンカフェ」(98-2000年)
- 都心を流れる河川沿いの緑地(河川敷)を活用して、屋外ギャラリーとオープンカフェを開店している「元安川パラソルギャラリー&カフェ」(99-2000年)
- カフェのある川辺のまちづくりを市民活動により実施している「京橋川オープンカフェ」(2000年)
- 都心の公共広場を企業のイベントなどに開放して地域を活性化させる「アリスガーデンにぎわいづくり」(2000年)
- 歓楽街に位置する公共広場に観光タウンガイドセンターやライブステージを設け、夜のにぎわいをつくる「スペース新天地」(2000年)

広島市では、これらの事業を通じて、法令の弾力的な運用を試みながら(表1)、公共空間を有効に活用する方法を実践のなかで模索しています。

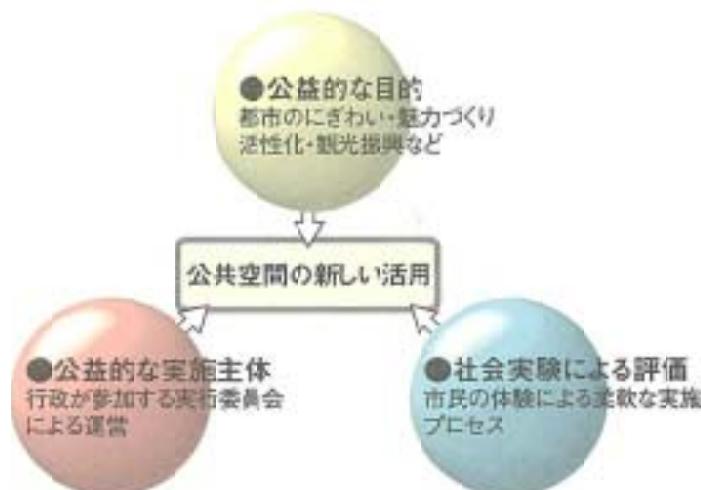
■ 活用の仕組み

広島市の目標は公共空間の利用価値を高めることです。

そのためには、一過性のイベントではなくできるだけ継続的に、人々の多彩な営みを受け入れることのできる環境を整える必要があります。しかし、公共空間における長期間の占用や、飲食営業、物品販売などの商行為は管理上、認められにくい使い方です。

公共空間の本来の使用目的(一般使用)以外に、どのような条件を整えば、そのような多彩な使用(特別使用)が可能になるのか、その条件を探ることが試みのテーマです。管理上の規制を緩和するために、事業の公益性を担保することが必要になります。

公共空間の活用を進める3つの要素(広島市の場合)



■ 公益的な目的の設定

オープンカフェやパラソルギャラリーなどは商業活動の側面を持っています。しかし同時に、にぎわいや活力を創り出し、観光の振興、都心の回遊性や景観を向上させるなど都市の魅力を高め、市民生活を豊かにする効果があります。

この社会的な効果に着目して、オープンカフェなどを公益性のある事業として位置づけます。営利を目的としたものではなく、あくまで都市づくりを目的とした事業という公益性の認識が出発点となります。

■ 公益的な実施主体

公共空間では私権の行使が制限されます。広島市では事業に関係する団体や組合、地域の代表者などが実行委員会を組織し、市がこれに加わって事業を主催しています。

営業を伴うオープンカフェなどの実施・運営を、個人や企業ではなく、営利目的を持たない実行委員会が行い、公共の利益のために活動することで、管理者から占用許可を得ています。

実行委員会は公益の主体として占有者となる一方、事業の全体を監視し、市民的な立場から公共空間での商業活動をコントロールする役割を担っています。(図1-4)

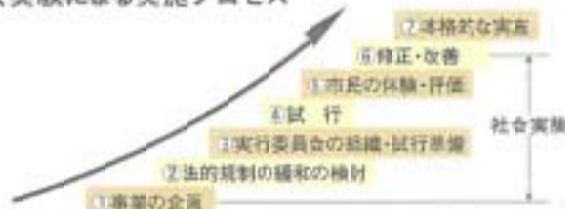
■ 社会実験による評価

道路にオープンカフェを開くような前例のない事業は、社会的な評価が不透明です。市民のコンセンサスをどのように形成していくかが大きなテーマになります。

広島市では公共空間の新たな利用を「試行」というかたちでスタートさせ、市民の合意形成の過程に「体験」という要素を組み入れました。

この進め方により、事業の公益性や妥当性について市民の体験を交えて検証することができます。また、アンケート調査を行い、修正すべき点は改善しながら、本格的な実施に移します。

社会実験による実施プロセス



アンケート結果(1998年)

① オープンカフェの感想

② オープンカフェの増設



■ 公共空間=都市の成熟への資源

広島市での取り組みの端緒は95年の市民グループ「カフェテラス倶楽部」の発足にあります。都市づくりは、戦後の公共空間の配置や近年の景観整備を経て、そのストックを市民生活の充実のために活用する段階に入ってきたといえます。

今後、各地で多様な活用方法が検討され、市民のルールが確立されるのが期待されます。広島を試みはそのプロローグに過ぎません。



「カフェテラス倶楽部」は95年から平和大通りなどで無料でカフェをふるまう活動を行っている市民団体。この活動をきっかけ、広島青年会議所のイベント「オープンカフェナイト」が98から99年まで平和大通りで開催され、公共空間のカフェを受け入れる場が広がった。



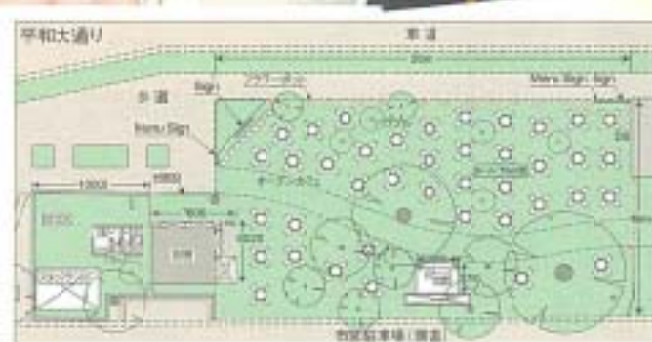
●平和大通りオープンカフェ

大通りの木立の中に仮設の厨房ハウスを置き、洒落た雰囲気と本格的なサービスを提供。98年8月に広島市の平和大通りにオープンしたガーデン風カフェテラス「カフェ・ド・ヴェール」は大きな反響を呼んだ。都心の道路空間でティータイムを楽しむ、ビールやワインのグラスを傾ける。ライブステージの演奏もあり、160の席は連日はほぼ満席。25E間で約1万人が訪れた。

初年度は実行委員会の直営方式。飲食、喫茶、社交、ホテルなどの組合から参加した委員がそれぞれのノウハウを提供し、ボランティアとして運営に取り組んだ。

2年目からは期間を2か月に拡大。営業は、実行委員会が民間業者から公募し、運営を委託して継続している。

(図1、表2)



●京橋川オープンカフェ

JR広島駅に近い京橋川の河岸緑地が会場。地域の自治会が中心となり関係団体と市が加わった「水辺のまちづくり委員会」が主催。川辺に親しみ、快適にする市民活動(花の水辺づくり、グリーンアップ、音楽会など)の一環としてカフェを運営しているのが特徴。40席のカフェを2店オープン。営業は緑地に隣接した2つのホテルに委託し、収益は委員会のまちづくり活動など公益的な事業に還元する仕組みになっている。2000年3月から10月まで試行実施。(図3)



●「スペース新天地—観光ガイドセンター」

都心の広場を活用した広島の夜のにぎわいづくりと観光振興。中四国最大の歓楽街「流川」の入口にある東新天地公共広場に、夜の観光案内とグルメやナイトスポットの店舗情報を提供する施設を設置。アルコール飲料の販売コーナーや市民ミュージシャンの屋外ステージも備えている。地元商店街、自治会、社交組合と市が実行委員会を組織し、2000年11月から試験的に運営している。



●アリスガーデンにぎわいづくり

アリスガーデンは都心の商業地区にある公共広場。これまでは、公共イベントにのみ使用が許可されてきた。2000年8月から地元商店街などと市が実行委員会を組織し、企業イベントなどを募集する活動を開始。商品のプロモーションや展示会などの会場として広場を活用し、地域のにぎわいをつくるのが目的。個々のイベントは是非実行委員会(地元)が判断し、市から広場の使用許可を受ける仕組み。(図4)

http://plans01.mn.or.jp/alice_gdn/



●広島市都心の公共空間活用マップ



●元安川パラソルギャラリー&カフェ

会場は世界遺産の原爆ドームに近い元安川の河岸緑地。年間100万人以上の観光客が行き交う。

川辺に沿ってリゾート仕様のパラソルを15本並べ、アートギャラリーに見立てて、市民芸術家が自作の絵画やクラフトなどを展示・販売する趣向。観光客と市民の交流の場が生まれた。

ギャラリーの隣では、オリジナルを開発したテイクアウトの厨房ブースを置き、リバーサイドカフェを営業。99年秋の2か月間の試行を経て、2000年は4月から11月までの本格的な営業に移行した。(図2、表3)



●表1 法的規制の運用緩和の内容

許可制	根拠法	事業	条項(内容)/これまでの対応	公共空間の有効利用にあつての措置/その理由・条件
道路占用許可 (市・道路管理者)	道路法	[平和大通り オープンカフェ]	32条(道路の占用の許可) 33条(道路の占用の許可基準) 43条(禁止行為) 平和大通りではフラワーフェスティバル、全市民的なイベントや祭りなどの慣習的行事として実施されるもので、公益性が高く、短期的なものに限り許可されてきた。	32条4項6号の「施設、商品陳列場その他これに類する施設」に含まれるとして占用を認め、 カフェの設置は、都心部の活性化のため、市が主催する実行委員会が主催する公益性が高い事業であるため、長期間の占用が許可された。
道路使用許可 (警察署長)	道路交差法	[平和大通り オープンカフェ]	76条(禁止行為) 77条(道路の使用の許可) 平和大通りの線形部は道路の一部とはいえず、実態として公園的に利用されており、交通の支障にならないため交通規制の対象とされていない。	77条3号の「道路に賣店、屋台店その他これに類する店を出張しとする者」に該当するとされた。 カフェ開設により不法駐車や暴走族等の問題の発生が懸念されたため、主催者側の自主整備を条件に許可された。
飲食店営業許可 (保健所長)	食品衛生法	[平和大通り オープンカフェ] [元安川 パラソルギャラリー &カフェ]	20条(営業施設の基準) 21条(営業の許可) 広島県では、屋外に営業のある飲食店営業は、屋上のビアガーデン及び海水浴場の飲食店など観光地において季節的に営業する施設に限り「季節的営業」として許可されていた。	21条の飲食店営業の許可を受け、 平和大通りの屋外カフェは、屋外ビアガーデンや行楽地におけるバーベキュー等、一定期間のみ営業する「季節的営業」にあたるとして許可。 元安川カフェはテイクアウト方式で許可。
公園占用許可 (市・公園管理者)	都市公園法	[元安川 パラソルギャラリー &カフェ]	6条(都市公園の占用の許可) 7条() 公園・緑地内での飲食店(公園の便益施設として設置してあるものを除く)はフラワーフェスティバル、祭り等短期間のイベント以外には許可されていない。	7条6項の「展示会、博覧会その他これに類する催しのため設けられる仮設工作物」として認め、 営利を目的としない団体が公益上の目的のために利用するものとして許可された。
河川占用許可 (国・河川管理者)	河川法	[元安川 パラソルギャラリー &カフェ]	24条(土地の占用の許可) 26条(工作物の新築等の許可) 治水管理上、占用工作物は原則として許可されない。	24条、26条1項の許可を受け、 公益性の高い事業であり、工作物の設置が治水管理上の支障がないため許可。



上 ● 平和大通りのオープンカフェ「カフェ・ド・ヴェール」(1993年)、1か月間の試験的オープンだったが、1万人が来場。経験での食事やティータイムを楽しむ人で連日いっぱいになった。広島市の公共空間活用のリーディングケースとなった。

下 ● 平和記念公園の対岸にオープンした「元安川」パワフルギャラリー&カフェ」(1999年)、八角形の小さなテイクアウトブースとパワフルの下での市民のアートギャラリーが話題を呼んだ。



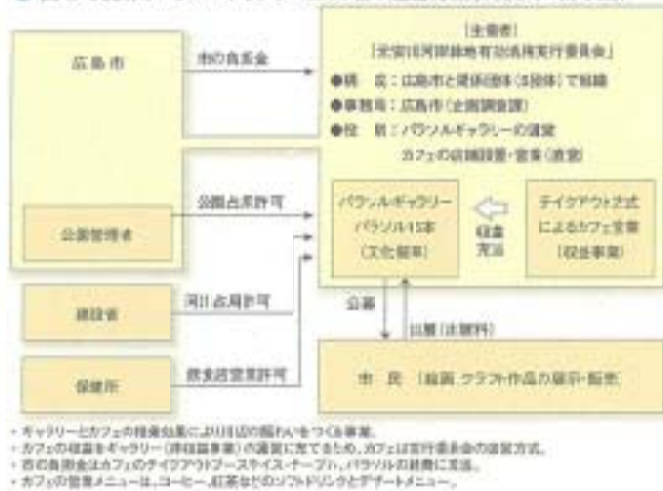
● 図1 平和大通りオープンカフェの運営方法(1999年・2年度)



● 表2 平和大通りオープンカフェ実施内容

実施年	1999年(2年度・試行)	1999年
実施主体	「平和大通りオープンカフェ実行委員会」が主催	
実施場所	平和大通り緑地帯(広島市中区・小市) 平和大通りは広島市が管理する道路。幅員100m、緑地帯も緑地の一部。	
カフェ名称	カフェ・トゥー・ユー	①カフェ・ア・サヒ、②ガーデンプラス(2店)
運営形態	実行委員会の運営	実行委員会から民間へ運営委託
運営/面積	140席/338㎡	①100席/800㎡、②140席/700㎡
期間	03/29~04/08(約10日)	①8/1~0/30、②6/1~0/30(約2か月)
営業時間	平日17:00~21:00、土日:9:00~19:00	平日17:40~21:30、土日10:00~20:30
来訪者数	9,000人	14,472人(2回)
備考	市域内のステージで市民ライブを実施 上記に開催の緑地帯でフリーマーケットを開催	店舗数、期間、営業時間を拡大 ライトアップ演出の実験を行う

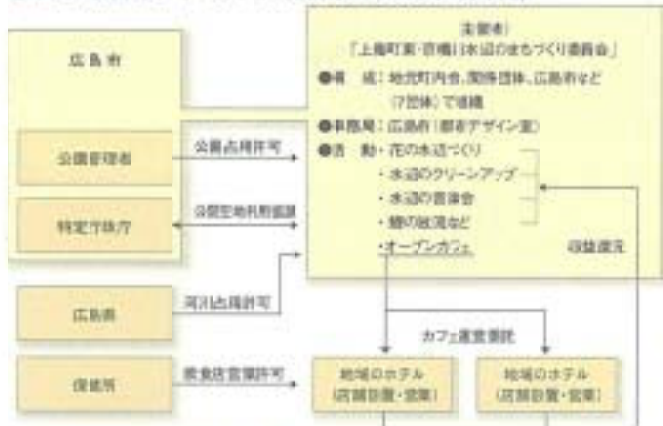
● 図2 元安川パサソルギャラリー&カフェの運営方法(1999年・初年度)



● 表3 元安川パサソルギャラリー&カフェ実施内容

実施年	パサソルギャラリー	オープンカフェ
実施主体	1999年(初年度・試行) 「元安川河岸緑地有効活用実行委員会」が主催	
実施場所	元安川河岸緑地(広島市中区・平和記念公園南側・ドーム南)	同岸緑地は広島市が管理する都市公園。同時に運営会社が管理する元安川(別況)区域でもある。
運営形態	実行委員会の運営	
内容	パサソルの1丁で週末が自らのアート作品を展示販売するパサソルギャラリー	日頃のカフェラテ「カフェ・バーナード」(テイクアウト方式)
店舗	パサソル15ギャラリー	テイクアウトブース(4.8㎡)1基、イス30
期間・時間	9/15~11/14(約2か月、ギャラリー2階席中の上台段に開催)	11:00~18:30
来訪者数	約42,000人(20日間)	14,804人
備考	区へ129の個人やグループが出演	来店者の2~3割が観光客 高層中継塔のミラー・ガラスの景観が特徴

● 図3 京橋川オープンカフェの運営方法(2000年・初年度)



● 図4 アリスガーデンにぎわいづくりの運営方法(2000年・初年度)



● 広島市の公共空間活用プロジェクトの変遷

都市整備・景観・にぎわいづくり	その他の動き
1946年〜 戦災復興団地地区整理事業など都市基盤の整備 公共空間のストックの形成	48年 広島平和記念都市建設法制定
81年 「広島市都市設計法」制定 都市デザイン行政をスタート	80年 広島市が企業10箇所の移転指定都市に移行
85年 市民団体「カフェラテ倶楽部」発足	94年 広島アリアス競技大会開催
86~88年 広島文化デザイン会議「オープンカフェナイト」開催、平和大通り での自発的カフェイベント(広島青年会主催)	86年 ヒロシマ被爆50周年
87年 公共空間活用の検討をスタート	97年 「名と歴史都市研究会」開催、オープンカフェの実験
88年 平和大通りオープンカフェの実施(道路の活用)	
89年 元安川パサソルギャラリー&カフェの実施(公園の活用)	
2000年 アリスガーデンにぎわいづくりの実施(公共広場の活用)	2000年 都市環境デザイン会議JICA 開催 (広島市都市の公共空間活用の一環の取組に対して)
● 「スペース新天地」の実施(公共広場の活用)	● SDA非営利デザイン協会パブリック部門発足 (広島市元安川パサソルギャラリー&カフェのテイクアウトブースに就いて)
● 京橋川オープンカフェの実施(水辺のまちづくり・公園の活用)	● 千原伸一氏ら、名古里市、大津市などでオープンカフェの社会実験を実施

広島市の公共空間の活用を進めてきた実行委員会参加団体●広島県飲食衛生消費者同業組合、広島県観光飲食衛生同業組合、広島市ホテル旅館協会、広島市観光ホテル旅館協会、広島市中央卸売店卸振興組合、新天地町内会、中央新天地同業、広島河川産物卸振興組合、広島中央通商店街振興協会、西研橋通り街づくり協議会、上郷町東町内会、広島市動物園・公園協会、広島市文化財団、広島市観光協会(限不問)

にぎわいづくり1998~2000 広島の実践から「公共空間の新しい活用に向けて」 ●広島市企画振興局企画調整課 広島市中区御幸寺一丁目6-34 TEL082-504-2013